

# 泉南市都市計画審議会条例

平成 12 年 3 月 31 日 条例第 13 号

## (設置)

第1条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の2第1項の規定に基づき、泉南市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

## (組織)

第2条 審議会は、委員 16 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市の住民

## (任期)

第3条 前条第2項第1号及び第4号に掲げる者のうちから任命された委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議に参加し、当該調査審議が終了するまでの間在任する。

5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査に参加し、当該調査が終了するまでの間在任する。

## (会長)

第5条 審議会に会長を置き、第2条第2項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

1 この条例(以下「新条例」という。)は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 泉南市都市計画審議会条例(昭和 44 年泉南市条例第 18 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

3 報酬及び費用弁償条例(昭和 31 年泉南市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

## (次のよう略)

4 新条例の施行の際現に旧条例に基づく泉南市都市計画審議会の委員として任命されている者は、新条例第2条第2項の規定により任命された委員とみなし、その任期は既に任命された期間の残任期間とする。

5 新条例の施行の際現に旧条例に基づく泉南市都市計画審議会の会長の職にある者については、新条例第5条第1項の規定により選出された会長とみなす。

# 泉南市総合計画審議会規則

昭和 46 年 8 月 31 日規則第 4 号  
改正 平成 11 年 12 月 1 日規則第 21 号  
平成 23 年 5 月 12 日規則第 12 号

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、泉南市附属機関に関する条例(昭和 46 年泉南市条例第 11 号)第 3 条の規定に基づき、泉南市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営その他必要な事項について定めるものとする。

## (所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の総合計画に関する事項を審議する。

- (1) 市の定める基本構想に関すること。
- (2) 市の定める基本計画に関すること。

## (委員)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 公募市民

## (臨時委員)

第 4 条 市長は、審議に必要なときは、適当と認める者に臨時委員を委嘱することがある。

## (委員等の任期)

第 5 条 第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる者の中から委嘱された委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、その関係する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、委員及び臨時委員を解嘱することがある。

## (会長)

第 6 条 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は欠けたるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

## (会議)

第 7 条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の定足数は、議案ごとに、委員及び議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上とする。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

## (補則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

## 附 則

この規則は、昭和 46 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 12 月 1 日規則第 21 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 5 月 12 日規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行する。

# 泉南市公害対策審議会規則

昭和 49 年 10 月 28 日規則第 9 号

## (設置)

第 1 条 この規則は執行機関の附属機関に関する条例(昭和 46 年泉南市条例第 11 号)第 2 条の規定に基づき泉南市公害対策審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

## (任務)

第 2 条 審議会は市長の諮問に応じて、本市の公害対策に必要な事項を調査及び審議する。

## (組織)

第 3 条 審議会は委員 15 名以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公害に関し学識経験を有する者
- (2) 市民のうち公害に関し識見を有する者

## (任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第 5 条 審議会は会長、副会長、各 1 名を置き委員の互選により定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時は副会長はその職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は委員の過半数が出席しなければ開くことは出来ない。

## (臨時委員)

第 7 条 審議会は、特別の事項を調査審議する必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は市長が任命又は委嘱する。

3 臨時委員は特別事項に関する調査審議を終了したときは、解任される。

## (庶務)

第 8 条 審議会の庶務は公害担当課において処理する。

## (補則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は会長が定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。